

平成23年7月吉日

お客様へ



日本法令®

〒101-0032東京都千代田区岩本町2-1-7

TEL 03-3862-5469 FAX 03-3862-5034

給与k i dサポートセンター

「給与k i d」年間保守契約のご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、「給与k i d」をご愛用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、「給与k i d」の給与計算システムは、所得税、社会保険、労働基準法、労働保険等の法律の上に成り立っています。そのため、法律の改正、例えば年末調整の税額変更等の改正があった場合には、正確な改正情報をもとに、速やかに、誤りなく処理しなければなりません。

弊社では、正確な改正情報をもとに、速やかに、誤りなく給与計算をしていただくために、「給与k i d・年間保守契約」制度を設けております。

契約の内容につきましては下記のサービス内容を参照ください。これを機会に是非とも、「年間保守契約」を締結いただきますようご案内申し上げます。

敬具

★ サービス内容

- ① 税法などの法的改正に伴うプログラムディスクの提供
＜契約をされていない場合 28,350円（税込）/1回＞
- ② ソフトウェアの部分的機能アップによる新プログラムディスクの提供
＜契約をされていない場合 10,500円（税込）/1回＞
- ③ プログラムディスクの破損による交換
＜契約をされていない場合 5,250円（税込）/1枚＞
- ④ データが破損した場合の復元処理（可能な限り）
＜契約をされていない場合 10,500円（税込）/1回＞

「年間保守契約」を締結して頂いたお客様は上記サービス内容①～④のサービスを無償で対応致します。

「 給与k i d ・ 年間保守契約」の締結の仕方

1. 年間保守契約期間

入金確認日の翌月1日より1年間です。

2. 年間保守契約料金

28,350円（消費税込み）

3. ご契約「手続き」方法

- ① 同封の「給与k i d ・年間保守契約書（甲・乙2枚）」に必要事項を記入・捺印の上、2枚とも同封されている「返信用封筒」にてご返送ください。
- ② 同時に、同封の「払込用紙」にて、28,350円（消費税込み）をお支払いください。入金を確認した時点より契約は有効となります。
- ③ なお、この契約書は初回契約時だけの記入となります。次年度以降は、入金により自動更新を行いますので、契約書を記入する必要はありません（「日本法令 給与k i d ・年間保守契約書」第5条より）。

重要ですので必ずお読み下さい

お客様へ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、弊社の給与kidをご購入いただきまして、厚くお礼申し上げます。

『給与kid 保守契約』について

給与計算のパッケージソフトは、源泉所得税、社会保険料などの改正が毎年のように行われており、時にはフォーマットを含めた年末調整までの大幅な変更が行われるのも珍しくありません。また、パソコンやソフトウェア技術の進歩に伴う、パッケージソフトの改善改良も頻繁に行われております。弊社では“より良いユーザーサービスの提供”を目的に『給与kid 保守契約』制度を設けております。是非ともご契約をお勧めいたします。

敬具

I 『給与kid』の有償サービス料金(保守契約をされない場合)

1	税法などの法的改正に伴う交換料金	税込価格 28,350円 本体価格 27,000円 / 1回
2	ソフトウェアの部分的機能アップ	税込価格 10,500円 本体価格 10,000円 / 1回
3	プログラムディスクの破損による交換	税込価格 5,250円 本体価格 5,000円 / 1枚
4	データディスクが破損した場合の復元処理 (但し、物理的論理的に復元可能な範囲に限る)	税込価格 10,500円 本体価格 10,000円 / 1回

※上記のいずれかの事項が発生した場合、申込から入金確認後発送まで2週間程度を要します。

II 『給与kid 保守契約』(保守契約をされた場合)

1	保守契約料金	税込価格 28,350円 本体価格 27,000円 / 1年間
2	ご提供保守内容 上記Iの1~4の全てについて無償で対応いたします。なお、Iの1、2の事項については、弊社のスケジュールに合わせて、自動的に発送いたしますので、お客様の手続きは不要です。	

給与kid 保守契約の「お手続き」方法

- ① 同封の「給与kid 保守契約書」2枚(お客様用(甲)、日本法令用(乙))に、各々必要事項をご記入、ご捺印のうえ、2枚とも同封の「返信用封筒」にてご返送下さい。
- ② 同時に、同封の「郵便振込用紙」にて保守契約料金(税込価格28,350円)の払い込みをお願いいたします。

給与kid 保守契約の「締結」

「給与kid 保守契約」は保守契約料金の弊社入金確認日を「契約の締結日」とし、契約開始日より1年間は無償にてIの1~4の全てのサービスが受けられます。

※保守契約を見送られるお客様には、税法等の変更に対する「バージョンアップ」のご案内を個別にご通知いたしますが、Iの交換及びサービス料金はその都度申し受けます。

給与kid 保守契約書

(甲) 所在地名 法人名 契約責任者 (お客様ご記入欄)	(ユーザー登録カード登録者名) 〒 TEL FAX			印
(乙) 所在地名 法人名 契約責任者	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目1番7号 株式会社 日本法令 代表取締役 青木 健次 TEL03(3862)5469			印
契約対象 (お客様ご記入欄)	ソフト名	給与kid	登録番号	
契約料金	1年間	税込価格 28,350円 本体価格 27,000円		
契約期間	年 月 日から 1年間 (日本法令記入欄)			

上記につき、ソフトウェアの使用者甲と、ソフトウェア年間サービス提供者乙は、契約対象ソフトの円滑なる使用に資するため、下記条項に関し本契約を締結する。

第1条 本契約は、乙が甲に対し、所定の契約料金の支払いを受けることにより、契約期間内において、下記のサービスの提供を行うものである。

- ① 税額変更、年末調整基準、様式変更など給与関係の法的改正に伴う新しいプログラムディスクの無償交換。
- ② ソフトウェアの部分的機能アップに伴うプログラムディスクの無償交換。
- ③ プログラムディスクの破損時(通常使用の場合)における無償交換。
- ④ データディスクの破損時(通常使用の場合)における無償復元処理。
(但し物理的論理的に復元可能な範囲に限る)

第2条 本契約の対象・料金・期間については、上記の記載の通りとし、乙が甲から契約料金を受領した時点において発効するものとし、契約開始日より1年間は上記第1条のサービスを無料で受けることができるものとする。また乙は、甲より支払いを受けた契約料金について、理由のいかんを問わず返金の業務は負わない。

第3条 契約期間中に、甲が契約対象ソフトのバージョンアップ、レベルアップによるソフトの交換を行った場合には、交換後の新しいソフトが本契約の対象となり、交換前のソフトは対象外となる。

第4条 甲が上記の契約対象欄に記載されたソフトウェアの使用権を失った場合は、(契約期間内であっても)その時点で、契約期間が終了したものとする。

第5条 契約の更新については、甲が契約期間満了前1ヵ月以内に、新規契約料金を支払うことにより自動的に更新されるものとし、契約料金が期間内に支払われない場合には契約は解除されたものとする。但し、契約対象ソフトが生産中止後5ヵ年を経過した場合には契約更新を行わないものとする。

第6条 本契約の条項に規定されていない事項、あるいは本契約に関して、疑義が生じた場合には、甲乙双方協議の上、円満に解決するよう努める。

以上

給与kid 保守契約書

(甲) 所在地 法人名 契約責任者 (お客様ご記入欄)	(ユーザー登録カード登録者名) 〒 TEL FAX 印		
(乙) 所在地 法人名 契約責任者	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目1番7号 株式会社 日本法令 代表取締役 青木 健次 TEL03(3862)5469 印		
契約対象 (お客様ご記入欄)	ソフト名	給与kid	登録番号
契約料金	1年間	税込価格 28,350円 本体価格 27,000円	
契約期間	年 月 日から 1年間 (日本法令記入欄)		

上記につき、ソフトウェアの使用者甲と、ソフトウェア年間サービス提供者乙は、契約対象ソフトの円滑なる使用に資するため、下記条項に関し本契約を締結する。

第1条 本契約は、乙が甲に対し、所定の契約料金の支払いを受けることにより、契約期間内において、下記のサービスの提供を行うものである。

- ① 税額変更、年末調整基準、様式変更など給与関係の法的改正に伴う新しいプログラムディスクの無償交換。
- ② ソフトウェアの部分的機能アップに伴うプログラムディスクの無償交換。
- ③ プログラムディスクの破損時（通常使用の場合）における無償交換。
- ④ データディスクの破損時（通常使用の場合）における無償復元処理。
(但し物理的論理的に復元可能な範囲に限る)

第2条 本契約の対象・料金・期間については、上記の記載の通りとし、乙が甲から契約料金を受領した時点において発効するものとし、契約開始日より1年間は上記第1条のサービスを無料で受けることができるものとする。また乙は、甲より支払いを受けた契約料金について、理由のいかんを問わず返金の業務は負わない。

第3条 契約期間中に、甲が契約対象ソフトのバージョンアップ、レベルアップによるソフトの交換を行った場合には、交換後の新しいソフトが本契約の対象となり、交換前のソフトは対象外となる。

第4条 甲が上記の契約対象欄に記載されたソフトウェアの使用権を失った場合は、(契約期間内であっても) その時点で、契約期間が終了したものとする。

第5条 契約の更新については、甲が契約期間満了前1ヵ月以内に、新規契約料金を支払うことにより自動的に更新されるものとし、契約料金が期間内に支払われない場合には契約は解除されたものとする。但し、契約対象ソフトが生産中止後5ヵ年を経過した場合には契約更新を行わないものとする。

第6条 本契約の条項に規定されていない事項、あるいは本契約に関して、疑義が生じた場合には、甲乙双方協議の上、円満に解決するよう努める。

以上